

1999年11月18日

## 「動物の保護及び管理に関する法律」改正案に対する意見

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目5番4号末広ビル7階

T/F:03(3595)1171 E-mail:jwcs@blue.ocn.ne.jp

野生生物保全論研究会(JWCS)

事務局長 坂元雅行

### 1 本法の目的について

(1)「愛護」は現行法どおり「保護」とすべきである(改正案第1条他関係箇所)。

(理由)

・本法の各則をみると、動物の取り扱いに関し、動物の健康や安全保持上、客観的に適正と認められる行為を誘導し、あるいはそれに反する行為を規制する内容となっている。例えば、動物の所有者又は占有者の責務として「その動物を適正に使用し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努める」(改正案5条1項)と規定し、また動物取扱業者の規制を定めるなどである(改正案第8条以下)。

そうだとすれば、法の要求する動物の取り扱いを「保護」から「愛護」に修正することは著しく不相当である。「愛護」は行為者の主観を介入させる用語であり、上記各則の規定の内容と矛盾する。

・罰則において、「愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は」と規定されるが(改正案第26条)、「保護」を「愛護」と修正することが、「みだりに」の解釈を(一層)あいまいにする。なぜなら、「愛護」は主観的要素を多分に含む用語であるため、それに反する「みだり」な行為の幅が広がり、処罰される行為の範囲が全くあいまいになるからである。

この点が明確性を欠くようであれば、実務において解釈適用が著しく困難になるし、少なくとも、取締機関による現場での適用に支障を来すであろう。

・形式的な点であるが、法律の名称が「動物の保護及び管理に関する法律」となっていることとの整合性にも欠ける。

(2)目的に「生活環境の改善」を加えるべきである。(改正案第1条、第5条)

(理由)

・「動物の管理に関する事項を定める」目的を、「生命、身体及び財産に対する侵害」に限定しているが、狭過ぎる。日本に在来しないような野生生物(ワニガメなど)が一般人の生活環境に入り込むこと自体が生活の平穩を著しく害することもあるからである。

・本法の対象とする動物には野生動物も含まれる(所有又は占有下にあるもの)。いうまでもなく、我が国の在来種・生態系は自然環境の基礎を為し、我々の生活環境を豊かにする(改善する)上で欠くことのできない存在である。ところが、現在多種大量の「移入種」(アライグマ等)が、日本の在来種を駆逐して生態系に悪影響を与え、我々の生活環境を悪化させている。にもかかわらず、現行法上は、移入種対策の根拠となる規定に乏しい(鳥獣保護法に基づく有害鳥獣駆除のみ)。動管法により所有者が在来種以外の種が野生化しないよう管理を徹底させることもひとつの有効な「移入種」対策になるので、この点を考慮して目的規定を定めるべきである。

## 2 動物取扱業の規制について

(1)動物販売業者の責務が規定されているが「動物の販売又は引渡を行う業者」に修正すべきである。

(改正案第6条)

(理由)

近時、動物の販売そのものを業としない業者(ゲームソフト販売業者など)が、イベント参加等の景品として生きた動物を一般人に贈呈するなど、無償で動物が引き渡されるケースが増えている。このようなケースでも、引き渡しを行う者が一般人に対して飼養等に関する説明を尽くすべき点で販売業者の場合と区別される理由はない。

(2)適正な飼養又は保管の方法について動物購入者に説明すべき事項(改正案第6条)を、総理府令で定める基準に盛り込むべきである。(改正案第11条)

(理由)

・動物購入者に対する適正飼養の普及を図る機会としては、当該動物を購入する際に業者から受ける説明がもっとも重要である。従って、この説明は的確かつ十分なものであるべきである。第6条は販売業者が説明に努めると規定するにとどまり、不徹底になったりばらつきが大きくなる危険が高い。

(3)規制を受ける動物取扱業の取扱い動物に両生類を含めるべきである。(改正案第8条)

(理由)

両生類(カエル、サンショウウオ等)はエキゾチックなペットとして大量に輸入・販売されており、国民のペットとして浸透してきているので、対象に加えるべきである。

(4)飼養施設を持たない業者も動物取扱業者に含めるべきである(改正案第8条)

(理由)

飼養施設を持たない業者(輸入を専門に手がける業者その他のブローカー)は動物取扱業者に含まれていないが、このような業態の者も野生動物取引に関しては相当多いので、規制対象に含めるべきである。その上で、このような業を営むなら施設を持つことを義務づけるという規定の仕方にすべきである。

(5)動物取扱業の届出事項として、「主として取り扱う動物の種類及び数」が規定されているが、「主として」は削除すべきである。(改正案第8条)

(理由)

例えば、同じトカゲの仲間といえども、種によって適正な使用・保管のあり方は全く異なりうる。取り扱う種類については全て届け出させ、新たな種類を取り扱う際には変更届をさせるべきである。特に、ワシントン条約(「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」)対象種については、条約の効果的実施のために、個々の種の国内流通状況をモニタリングできるようにすべきであり、この規定はその手段となる。

(6)動物取扱業者の管理方法の基準は原則的に国が定めることになっているが、「自然的、社会的条件から判断して」、都道府県が条例で国の基準に「代えて」独自の基準を定めることができるとされている。この「代えて」の文言は、「加えて」と修正すべきである。(改正案11条2項)

(理由)

特異な「社会的条件」を理由に国の基準を下回るものが規定される危険もある。「代えて」は「加えて」と修正すべきである。

なお、「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」では、第1条の6で都道府県知事が環境庁長官の定める規制に「代えて」制限をなすことができると規定しているが、これは下回る制限を想定している。これに対し、上乘せ制限のみを想定している第1条の5第5項では「加えて」という文言になっている。

(7)都道府県知事の措置命令に従わない動物取扱業者に対する、全部又は一部の業務停止命令を規定すべきである。(改正案12条)

(理由)

・今年、ワシントン条約に違反してワウ-ク等絶滅のおそれのある野生動物を密輸したペット・ショップ経営者らが、種の保存法違反、危険動物取扱条例違反で起訴されるに至り、新聞紙上をにぎわせた。ところが、店自体は相変わらず営業を続けている。この状況を見ても、業務停止命令規定が必要なことは明らかである。

・種の保存法(「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」)では、特定国際種事業者(届出制)について、措置命令違反に対する業務停止命令を規定している。

(8)動物の殺傷、虐待等に関する罰則について、動物取扱業者を非取扱業者と区別して刑を加重すべきである。(改正案第26条)

(理由)

動物取扱業者は、業として動物の飼養・保管を行う者であると共に、一般人に対して適正な使用・保管の方法について説明をし、理解させる立場にあり(改正案第6条)動物の保護及び管理の推進について高い責務を負っている。従って、動物取扱業者の行為は一般人による場合と比較して違法性、責任が典型的に高い。

(9)動物取扱業の届出違反に関する罰則に定める刑(20万円以下の罰金)を重くすべきである。(改正案第26条)

(理由)

軽きに過ぎる。なお、種の保存法では、特定国際種事業者(届出制)について、50万円以下の罰金を定めている。

以上